

23琴情答申第 1 号

平成23年11月21日

琴平町長 小野 正人 様

琴平町情報公開審査  
会 長 山崎 壮太郎



## 答 申 書

貴職からの以下諮問に対し、当委員会は審議の結果、次のとおり答申する。

### 諮問1

実施機関 琴平町総務課

諮問日 平成23年10月19日（23琴総発第138号）

事件名 「こんびら温泉いこいの湯」の温泉水加水に関する山下前町長との一切の面談記録の部分公開決定に関する件

### 第1 審議会の結論

琴平町総務課が、「こんびら温泉いこいの湯」の温泉水加水に関する山下前町長との一切の面談記録を部分公開決定（以下「本件処分」という。）とした判断は妥当であるが、公開部分、非公開とした箇所については、その訂正を要する。町職員及び前町長以外の特定の個人が識別される箇所を除いては公開するべきである。

### 第2 異議申立てに至る経過

#### 1 行政文書の公開請求

異議申立人は、琴平町情報公開条例（平成18年琴平町条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、平成23年8月26日付けで、次の内容の行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

- ① 平成23年2月4日、同年3月29日その他の期日での「こんぴら温泉いこいの湯」の温泉水への水道水加水に関する山下町長との一切の面談の記録の全部（各「いこいの湯加水事案に関する事情聴取記録」を含む。）
- ② 「こんぴら温泉いこいの湯」の月別の温泉湧出量、加水水道量、送水の総量、加水比率、温泉日量の分かる一切の記録
- ③ 水道課作成の上記2の水道水の使用水量、料金の分かる一切の資料（水栓コード0428187、水栓番号001151512の使用料、料金に関して、平成20年4月以降に作成した切の資料を含む。）

## 2 実施機関の決定

実施機関は本件請求に対し、平成23年9月12日付けで本件処分を行い異議申立人に通知した。

## 3 異議申立て

異議申立人は本件処分を不服として、平成23年10月6日付けで行政不服審査法（昭和37年法律第160号）に基づき実施機関に対して異議申立てを行った。

## 第3 異議申立ての内容

1 異議申立ての趣旨は、「本件処分を取り消し全部公開する決定を求める。」というものである。

## 2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、本件処分の異議申立書によると、以下のとおりである。

(1) 本件処分は、琴平町情報公開条例の解釈適用を誤った違法な処分であるから、本件処分を取り消し、直ちに全部公開をする必要がある。

(2) 本件「決定通知書」記載の「上記部分を公開しない理由」は、琴平町情報公開条例に規定する非公開事由に該当しない。非公開とした「事情聴取記録」では、既に出席者名を明らかにしているため、この場合の氏名は個人情報に該当しない。故に、出席者の発言内容も当然に個人情報に該当しない。

(3) 本件「決定通知書」記載の「公開しない理由」には、適法に処分理由が明示されていないので、琴平町行政手続条例第8条に違反し本件処分は無効である。

#### 第4 実施機関の説明の要旨

##### 1 部分公開決定の理由について

実施機関は、次のことから、本件処分を行ったというものである。

- (1) 「個人に関する情報」とは、氏名、生年月日、住所、性別などの基本的な属性を示す事項を始めとし、個人の発言内容、行動記録など当該個人に関わりのあるすべての情報をいう。

本件請求対象の行政文書は、住民訴訟の提起、温泉加水問題調査、加水分上水道料金相当額請求を目的とした面談の際の事情聴取記録として作成し、個人の発言内容について記録したものであることから、条例第7条第2号に該当すると判断し、本件処分を行った。

#### 第5 審査会の判断の理由

##### 1 本件行政文書の内容等

本件請求の行政文書は、平成22年9月に表面化した「いこいの湯加水」問題（平成20年4月より平成22年8月まで、町が供給を開始した「いこいの湯」に同年5月より揚湯量の不足から水道水の加水を供給先や入湯者に公表することなく行っていた。平成22年6月、新町長就任に伴う業務見直しを行う過程において現水道課長の報告等から発覚した。）に関するもので、前町長に対し、事実経緯、問題責任の所感を聞き取り、上水道加水量相当額料金の賠償を求めため、平成23年2月4日、平成23年3月29日に行った面談の際の事情聴取記録であり、該当する行政文書は次のとおりである。

- (1) いこいの湯の加水事案に関する前町長からの事情聴取記録（抄） 平成23年2月4日

- (2) いこいの湯の加水事案に関する事情聴取記録 平成23年3月29日

##### 2 判断に至る経緯

条例第7条第2号の条文は次のとおりである。

（行政文書の公開義務）

第7条 実施機関は、公開請求があったときは、公開請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「非公開情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、公開請求公開請求者に対し、当該行政文書を公開しなければならない。

- (2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、

当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人が識別され、若しくは識別され得るもの(他の情報と照合することにより、特定の個人が識別され、又は識別され得ることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員(国家公務員法(昭和22年法律第120号)第2条第1項に規定する国家公務員及び地方公務員法(昭和25年法律第261号)第2条に規定する地方公務員をいう。)である場合において、当該情報はその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員の職名及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分

エ 当該個人が地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第152条第1項に規定する法人の役員である場合において、当該情報はその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該法人の役員の職名及び氏名並びに当該職務遂行の内容に係る部分

琴平町総務課は、情報公開条例の解釈については、香川県の情報公開条例の解釈を参考にしており、県の「情報公開条例の趣旨及び解釈」においては、「個人に関する情報とは、氏名、生年月日、住所、性別などの基本的な属性を示す事項をはじめとし、個人の発言内容、行動記録などの当該個人に関わりのあるすべての情報をいう。」とされていることから、町として個人の発言箇所を除いて部分公開としたと主張するが、それに対し、各委員より出された意見は次のとおりであった。

①本件に関しては、現職を退いているとはいえ、町長という要職にあった者の在職時における業務に関する発言であり、発言に出てくる町の職員や前町長以外の個人を特定できる部分を除いては公開するべきではないか。

②温泉加水問題の特異性、重要性、或いは町民感情を鑑みれば、町の職員や前町長以外の個人を特定できる発言を除いては公開するべきであり、非公開とする箇所が多すぎるのではないか。

③条例第7条第2号からすると、本来、町は全部非公開とするべきでなかったか。部分公開したことにより、特定の個人が識別されている。但し、だからといって、これ以上の公開をするべきではなく、本件に関しては申立を却下するべきである。

以上のような協議の後、採決の結果、「第1 審査会の結論」に至った。

- 3 今後の事情聴取記録等の取扱い等について  
今後における事情聴取記録については、聴取する相手方と記録の公開、非公開について明確な確約を行ったうえで作成されたい。

## 第6 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- (1) 平成23年10月19日 諮問（23琴総発第138号）の受理
- (2) 同年11月9日 審議